

インターネット金融の「シャドーバンキング化」を防止

～ネット金融全体への規制強化計画が公開

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス 2

インターネット金融の「シャドーバンキング化」を防止～ネット金融全体への規制強化計画が公開 2

- ◇ 2016年8月24日、2015年12月の意見徴収稿公開から8ヶ月を経て、「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫行弁法」が正式に発表された。2016年10月13日には、P2P融資だけでなく、クラウドファンディングや第三者決済サービスなどの規制強化に関する「インターネット金融リスクに対する特別規制強化工作実施方案」が発表され、来年2017年3月末までの段階的目標が明確にされた。
- ◇ P2P業界の管理弁法を見ると、市場の秩序化を実現するために規制強化が進められるとはいえ、過度な制限でネット金融市場のイノベーションを阻害する状況を避けたいという当局の意向が読み取れる。今回の規制強化の取り組みを通じて各業界の状況を把握した上で、リスク管理を強化し、ネット金融の取引も金融業管理システムに収めることによって、発展初期からネット金融の「シャドーバンキング化」に歯止めをかけることが期待される。第三者決済、P2Pネット貸借の業界規則が整うに伴い、その経験を用いてエクイティ型クラウドファンディングおよびネット保険業界の規則も比較的早い段階で打ち出されられると思われる。

稲垣清の経済・産業情報 8

2016年「6中全会」と景気対策 8

- ◇ 中国共産党第18期中央委員会第6回会議（「6中全会」）が10月24日から始まった。2012年11月に発足した18期習近平体制成立後の6回目の中央委員会総会である。同時に、2017年に予定される次期党大会（19期）の前年の総会ともなる。
- ◇ 「6中全会」を終え、中国情勢の次の焦点は年末の中央経済工作会議に移る。不動産加熱の再開は景気対策の表れでもある。年度目標の6.7%成長、地方では8%以上の成長確保が現実の経済であるが、それを保証する意味で、年末までの景気対策が次の中央経済工作会議（12月初めが予定される）の焦点である。

BTMUの中国調査レポート(2016年10月) 10

メントピックス

インターネット金融の「シャドーバンキング化」を防止～ネット金融全体への規制強化計画が公開

2016年8月24日、2015年12月の意見徴収稿公開から8ヶ月を経て、「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫行弁法」(以下、「P2P 弁法」という)が正式に発表された。2016年10月13日には、P2P 融資だけでなく、クラウドファンディングや第三者決済サービスなどの規制強化に関する「インターネット金融リスクに対する特別規制強化工作実施方案」(以下、「規制強化方案」という)が発表され、来年2017年3月末までの段階的目標が明確にされた。

インターネット金融は金融市場の一部として金融システムに深く繋がっている以上、監督管理、規則、参入基準などの欠如がもたらすリスクが金融システムに影響を与えかねない。インターネット+金融という新たな業態が拡大している中、政策面が遅れ気味となった中国政府はようやく本格的に動き出した。現存の業者が新秩序にどのように対応していくのかも見所である。本稿では、「規制強化方案」が重点とする4つの分野の現状をまとめた上で、各分野の具体的対策、特に P2P ネット貸借業界の政策に基づいてインターネット金融業界の動向を分析してみる。

I. 4つの重点業界から見る中国のインターネット金融

海外ではインターネット技術を金融サービスに取り入れることを Fintech と呼んでいるが、中国では「インターネット+産業」の一環としてそれに近い意味で「インターネット+金融」という概念が生み出された。具体的には、インターネット経由の決済、貸借、株式公募融資、理財商品販売、保険、信託および消費者金融といった6つのサービスを行うことを指す。今回の「規制強化方案」では、非銀行機関決済、P2P ネット貸借、株式公募融資、ネット保険といった4つの分野に絞って具体策をそれぞれ打ち出した。これらの分野が取り上げられたのは、発展速度が非常に速く、規模が大きいことが理由と考えられる。そのほかに、ネット金融広告、前記4つの分野以外のネット金融業に関する補完的な対策も公開された。以下では、前記4つの分野の現状と課題を紹介し、中国のネット金融業界の全貌を探る。

第三者決済機構(非銀行決済機構)

中国の第三者決済機構の歴史は1999年に遡ることができるが、2004年アリババの支付宝(アリペイ)の登場を皮切りに、第三者決済機構市場は軌道に乗るようになり、2008年～2010年におけるネットショッピングの利用拡大を追い風に第三者決済機構市場は急速に成長するようになった。2014年、スマートフォンの普及を背景に、テンセントの微信支付(テンペイ、2014年9月リリース)が急速に市場シェアを拡大し続けており、支付宝とともにモバイル決済市場の裾野を広げている。2015年末に、「非銀行決済機構ネット決済業務管理弁法」が発表され、政府が第三者決済機構に対する管理監督を強化する姿勢を示すようになった¹。

第三者機構によるオンライン決済とモバイル決済の急速な発展は政策の整備を急がせている。中国支払清算協会のレポートによると、2015年の第三者機構によるオンライン決済、モバイル決済の件数はそれぞれ334億件、399億件に上った(図表1)。特にモバイル決済は、第三者機構経由の件数が商業銀行経由の件数を大幅に上回っている。企

【図表1】2015年の決済市場の概況

インターネット決済		前年比
商業銀行	364億件	27.3%
	2,018兆元	46.7%
第三者決済機構	334億件	55.1%
	24兆元	41.9%
モバイル決済		前年比
商業銀行	138億件	205.9%
	108兆元	379.1%
第三者決済機構	399億件	160.0%
	22兆元	166.5%

出所: 中国支払決済協会より当行中国調査室作成

¹ 中国決済市場の発展動向についての詳細は経済週報第281号 (https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20151217_001.pdf) をご参考ください。

業別で見ると、2016年第1四半期に、アリババ傘下の支付宝、テンセント傘下の財付通が第三者決済機構の市場シェアの上位2社となっており、両者合わせて市場全体の63.4%を占めている。

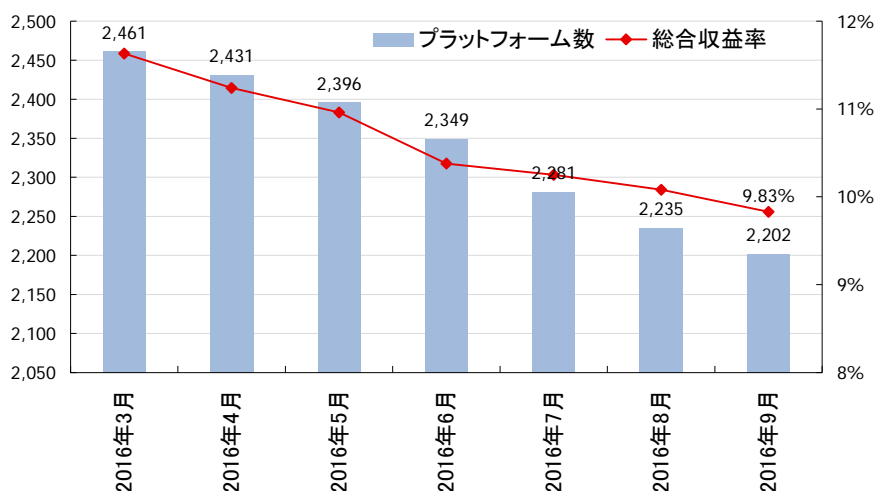
オンライン決済の場合では、第三者決済機構が持っているユーザー数(口座数)は26億3,600万と銀行の11億2,300万を超過しており、第三者決済機構によるオンライン決済は小額でありながら膨大なユーザー数という優位を占めている。2015年、第三者決済機構によるオンライン決済とモバイル決済の取引金額の比例は53:47となっており、モバイル決済の取引金額が占める割合は2014年から0.14%とわずかながら上昇した。モバイル決済は頻度が高く、取引額が少ないという顕著な特徴を有しており、1回当たりの取引額は551円で1日当たりの取引回数は1億900万にも達している。

P2P ネット貸借

第三者決済市場は2008年から2015年まで急速な発展を遂げてきたが、長期間における模索によってビジネスモデルが成熟しており、業界構成も安定的に推移してきた。それと比べ、P2Pネット貸借市場の参加者は2014年から2015年末までの短期間で顕著な増加ぶりを示し、2013年年末時点の600社前後から、2015年年末には2,595社となって2年間で2,000社近く増加した(同期間の問題プラットフォームや撤退業者を除く)。P2Pネット貸借市場は監督管理が行き届かない中で繁栄を遂げてきた一方、デフォルトや詐欺などの問題も多発している²。

2015年12月に、「ネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫行弁法(意見徴収稿)」(以下、「暫行弁法」という)が公開され、当局のP2Pネット貸借市場に対する規制強化の決意を窺わせた。「暫行弁法」の正式発表は2016年8月に至ったが、その前からP2P参加者は次々打ち出された規制に基づいて業務内容の調整を開始し、業者数の急成長がようやく落ち着くようになった。運営を続けている業者数は2016年に入って減少しつつあり、9月末時点で2,202社となっている。

【図表2】P2Pネット貸借市場の発展の推移



出所: 盈燦コンサルティング会社のデータを基に当行中国調査室作成

P2P業者数は減少傾向にあるものの、取引額と貸出残高は上昇する一方である。2016年4月から10月中旬までの6ヶ月間、貸出残高は5,600億元から7,200億元と28.6%も増加し、P2P貸出市場の規模は規制強化が進行している中でも着実に拡大し続けている。それに対し、P2P業者の総合収益率は2014年9月の17.14%から2016年9月の9.83%へと下落の一途を辿った(図表2)。監督管理の強化、業界規則の明確化が進んできたことで、高金利で資金を騙し取るような詐欺業者や経営力の足りない脆弱な業者が淘汰され、規則に基づいて持続可能なビジネスモデルを模索するような優良業者が経営基盤を拡大する時期が来ている。

² P2Pネット貸借市場の詳細は経済週報第265号(https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20150812_001.pdf)、経済週報第289号(https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20160217_001.pdf)をご参考ください。

エクイティ型クラウドファンディング(株式公募融資)

株式公募融資は、企業が自社の株式をリターンとして投資者に譲渡することによる資金調達の方法であり、エクイティ型クラウドファンディングとも呼ばれる。クラウドファンディング³市場もP2Pネット貸借とほぼ同じ時期の2014年より急成長期を迎えた(クラウドファンディングはCFと略称)。2016年6月末までに、CFプラットフォーム数は2013年末の29社から370社に急増した。一部のP2Pネット貸借業者もエクイティ型CFをサブプラットフォームとして自社のウェブサイトに載せている。2016年上半期に倒産したCF業者或いは撤去されたCFサブプラットフォームは72社があった。規模の小さいCFプラットフォームが市場に淘汰された、或いはP2P業者が経営を合法化するためにモデルチェンジを行ったためと考えられる。

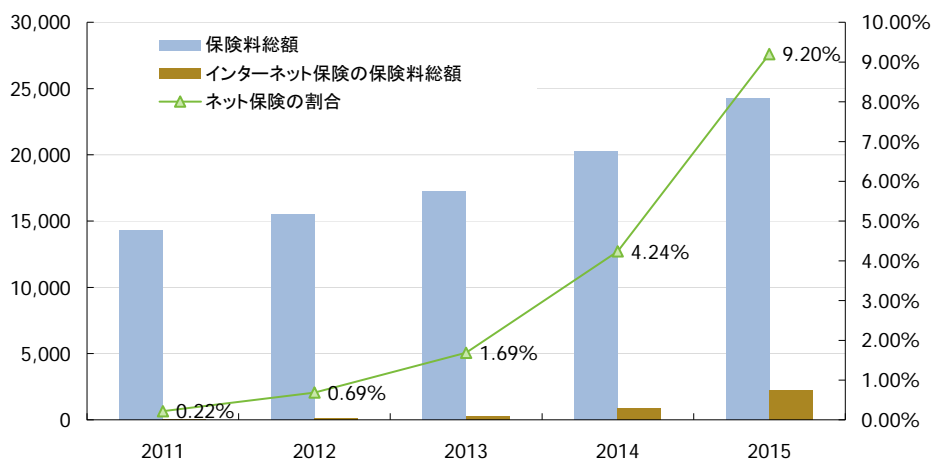
CF370社のうち、エクイティ型CFプラットフォームは最も多く、144社を占めている。2014年年末の「エクイティ型クラウドファンディング管理弁法(意見徴収稿)」公開、そのパブリックコメント募集期間の終了、さらに2015年からはエクイティ型CFは中国証券監督管理委員会の管轄下に置かれたにもかかわらず、2年間近くが経った今、正式なエクイティ型CF管理弁法はいまだに公開されないままである。管理監督具体策が整っていない中、エクイティ型CFの市場規模は拡大しつつある。エクイティ型CFの2015年通年の成約総額は51億9,000万元であったが、2016年上半期の成約総額は36億400万元と引き続き拡大している。業者数から見ると、2016年上半期に成約金額(資金調達成功)が1千万元以上に達した37社のCFプラットフォームのうち、エクイティ型CF業務を行っているのは25社となっている。

インターネット保険

インターネット保険は他の3つの分野より比較的遅く、インターネットの普及やインターネット消費の増加に伴い、2015年からようやく成長が加速する兆しが見えてきた。2015年にインターネット保険の保険料総額は2,234億元と前年同期比160.1%増加し、全国保険料総額(2兆235億元)に占める割合が2014年の4.2%から一躍9.2%まで高まった。インターネット保険の参入業者は主に伝統的な保険業者、インターネット業者、インターネット保険専門業者からなっており、業務内容にはインターネットをツールとする伝統保険業務、或いはインターネットの広範な利用に伴って生み出された新たな保険サービス(例えばネットショッピング向けの「返品保険」)などが含まれる。

【図表3】保険業全体におけるネット保険の規模

(億元)



出所: 曲速資本「2016インターネット保険業界研究報告」より当行中国調査室作成

中国保険協会によると、2011年から2015年まで、インターネット保険業務を展開する業者は28社から110社まで増加した。P2Pネット貸借やエクイティ型CFと比べて発展期間はまだまだ短く、業者数は決して多くはないが、インターネット保険の保険料規模はすでにエクイティ型CFの3倍ほどに達した。中国保険業界協会が2016年8月に発表した「2016年上半期インターネット人身保険⁴市場運営状況分析報告」によると、上半期の保険料総額は前年同期比175%増加した。これから、インターネット保険の市場規模はP2Pネット貸借の資金

³ クラウドファンディング市場は、購入型CF、エクイティ型CF、寄付型CFといった3つの種類に分けられる。詳細は経済週報第298号「中国のクラウドファンディング市場が急伸中」(https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20160419_001.pdf)をご参考ください。

⁴ 中国の人身保険には、生命保険、健康保険、年金保険や人身傷害補償保険などが含まれる。

規模を超過することも考えられる。アリババや京東などのIT大手企業もインターネット保険の発展性を見込んで積極的に取り組んでいる。

II. 「規制強化方案」が示すスケジュールおよび政策動向

ネット金融の「シャドーバンキング化」

インターネット関連技術の活用を伝統的な金融業の効率の向上、金融業におけるイノベーションの促進に繋げることを目標として、当局は「インターネット+金融」を奨励する姿勢を示している。インターネット金融関連業界に活気づく一方、「インターネット+金融」の名目で違法業務を行う業者や業務範囲外の金融サービスを提供する業者などが多くなっている。例えば、第三者決済機構は必ずしも銀行のように中央銀行の決済システムを通じて決済業務を行うわけではないため、金融業管理部門は一部の第三者決済機構経由の資金取引規模が把握できなくなる。P2P業者が第三者決済機構と連携すれば、資金の貸し借りは完全に銀行システムを通さずに行うことが可能となり、情報仲介業務しか実施できないはずのP2P業者は人民銀行管理システムから逃れる「シャドーバンキング」になってしまう。このまま、規則管理欠如の状態では規模だけ拡大するのはシステムチェックリスクにつながりかねない。

第三者決済サービスとP2Pネット貸借は小額、高頻度、利便性が高いといった特性によって伝統銀行がカバーできない小規模な決済、貸借市場を低コストで補うことを通じて、金融業界のサービスの多様化を実現して効率を向上させることが理想像である。一方で、伝統的金融サービスに取って代わってグレーゾーンを温存するようなリスク要因にならないように、早急な対策が必要である。

ネット金融の発展の軌道を正すための「規制強化方案」

2016年10月13日に國務院が「規制強化方案」を公開するのに合わせ、同日、人民銀行、銀監会、保監会、証監会、工商総局などの政府各部門は「規制強化方案」に基づいた各分野の具体的な方案を打ち出した。このような広範囲かつ大規模な規制強化行動は今までの金融業界においても極まれである。しかも、「規制強化方案」の内容から見れば、各業界の規制強化行動は2016年の4月にすでに開始されていたことが窺われる。この時点で方案を公開するのは、市場に業界規制の方向性を明確に示し、各企業の自主的是正を促すことが目的の一つと考えられる。

【図表4】「規制強化方案」関連政策の概要

特別規制強化工作実施方案の対象分野	主管部門	規制強化の重点となる業者/業務行為
非銀行決済機構	中国人民銀行	非銀行決済機構における予備金のリスク管理および機構間決済業務の規範化、非銀行決済業務許可なしでの決済業務展開を取り締まる。
P2Pネット貸借	中国銀行業監督管理委員会	P2P業者の情報仲介機能を徹底させる。仲介機能を越えた業務内容、例えば資金プール、自己融資、貸出などの展開を取り締まる。
株式公募融資	中国证券監督管理委員会	許可なしで株式公開発行を禁止、証券業務の違法展開を禁止。
インターネット保険	中国保険監督管理委員会	インターネット保険企業の情報開示を強化、保険企業が営業資格のないインターネット保険企業との協力を禁止、違法経営のP2P業者との協力を禁止、インターネット保険の名目での違法集金を禁止。
インターネットによるアセットマネジメントおよび本業以外金融業務の展開	中国人民銀行	関連経営資格なしでアセットマネジメントなど金融業務を扱うインターネット業者、関連経営資格を持っているが業務内容が規範にそぐわないインターネット業者。
インターネット金融広告および投資・理財名義で金融業務の展開	中国工商行政管理総局	不適切な宣伝・広告を禁止、投資・理財を名目に許可なしの金融サービスの実施を禁止。

出所：公開政策資料より当行中国調査室作成

「規制強化方案」は1年間で各分野における業界内調査、整理整頓、監督・結果評価、結果確認・地域内報告、國務院向け報告といった明白な段階的目標を決定するよう指示した。この規制強化を通じて各業界における状況と問題を明らかにすることが、監督管理政策の制定や業界管理責任の明確化を行うための肝心の

準備的な取組みといえる。実際に、発展の歴史が比較的早い第三者決済機構、爆発的な成長とリスクの顕在化を経たP2Pネット貸借に関する対策は他の分野より具体化している。規模を備えるようになった支付宝、微信支付をはじめとする第三者決済機構に対しては、非銀行決済許可制度がすでに確立されており、現段階では、人民銀行が第三者決済機構における取引を国家金融管理システムの管轄下に収めるために、「非銀行決済機構ネット支払決済プラットフォーム」の構築に取り組んでいる。問題が多発しているP2Pネット貸借に対する規制は2015年末から「P2P弁法(意見徴収稿)」の発表により本腰を入れるようになった。冒頭に述べたように、2016年8月に「P2P弁法」の正式公開により、P2P業界は第三者決済に続いて2番目に具体策が打ち出されたネット金融業界となった⁵。

【図表5】各分野における規制強化のスケジュール

	2016年4月中旬	2016年4月末	2016年7月末	2016年8月末	2016年11月末	2017年1月末
非銀行決済機構	実施開始	任務分配	業界内調査	責任明確化	整理整頓	結果確認・総括
P2Pネット貸借						
株式公募融資						
インターネット保険		計画制定				
インターネットによるアセットマネジメントおよび本業以外金融業務の展開						
インターネット金融広告および投資・理財名義で金融業務の展開						

出所: 公開政策資料より当行中国調査室作成

Ⅲ. P2P ネット貸借企業を取り囲む新たな政策環境

「P2P 弁法」の内容から、ネット金融業界全体の政策動向を窺ってみよう。

【図表6】「P2P弁法」の概要

規制分野	具体内容	キーワード
ネガティブリスト「13のレッドライン」	①自己融資 ②資金収集 ③本金担保 ④オフライン宣伝 ⑤貸出 ⑥期限の異なる融資プロジェクトの組み合わせ ⑦自営および代理による金融商品の販売 ⑧債権譲渡業務 ⑨他の機関との混合・連携販売・代理 ⑩信用など情報の捏造・隠蔽 ⑪ハイリスク投資活動を目的とする借手への情報仲介 ⑫エクイティ型クラウドファンディング ⑬法律や規定により禁止された他の活動。	違法業務の禁止
資金第三者カストディ制度	P2P業者は資金のカストディアンは銀行でなければならない。	資金の流れを把握
借入制限額	個人→P2P業者ごとに20万元以下、全部で100万元以下；企業→P2P業者ごとに100万元、全部で500万元以下	小額
管理監督責任の明確化	中国銀行業監督管理委員会、地方金融部門	役割分担
登記制	電信業務許可の取得: 登記段階では、金融監督管理部門は分類・格付けなど評価を行うが、それは後の情報開示のためであり、登記できるかどうかに関係していない(金融監督管理部門は登記したP2P業者に対し、経営能力、コンプライアンス、資産・信用状況などを分類・格付けを行う。分類・格付けの結果をホームページで開示)。 P2P業者は情報仲介業者であることから、銀行や証券会社のような金融事業のための金融業許可(牌照)ではなく、通信管轄部局から電信業務許可(Internet Content Provider, ICP)を取る必要がある。流れは以下となっている: 【工商部門で営業許可を取得→金融監督管理部門で登記→通信管轄部門で電信業務許可を取得】	自由な市場環境

出所: 「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫行弁法」より当行中国調査室作成

金融業管理システムの管轄下へ

資金の第三者カストディ管理制度的実施は P2P 業者にとって大きな課題となっている。今まで、第三者決済機構、第三者決済機構+銀行、銀行といった三つのパターンがあったが、規則で認められるのは銀行によるカストディだけとなる。リスク、収益性、流動性、コストなどの要素を考慮に入れると、P2P 業者資金のカストディ業務は、一部積極的に取り組む中小銀行を除き、慎重な態度を取る銀行が多い。2016年6月6日までに、銀行とカストディ管理契約を結んだ P2P 業者は全体の4.6%しかなく、実際にカストディ業務を開始したのはわずか0.87%であった。カストディ管理で一番多くの P2P 業者と提携した銀行は華興銀行、恒豊銀行、民生銀行である。これに続き、中信銀行、徽商銀行、江西銀行、浙商銀行、招商銀行などがある。弁法の関連政策と

⁵ 「非銀行決済機構ネット決済業務管理弁法」は2015年12月28日に公開され、2016年7月1日より実施する。

して発表された「ネット貸借資金保存管理業務手引(意見徴収稿)」には、銀行はP2P業者の信用リスク(貸借情報の捏造、賠償)を負担する義務はないなど、銀行側が懸念する点を減らしP2P業者の円滑な提携を促進するための条項が盛り込まれているが、この政策が現実に行に移された際、どれだけの効果を挙げられるのかに注目が集まっている。P2P業者にとっては、カストディアン銀行が見つかるかどうかは存続に関わる肝心な要素となっている。

小額・高頻度・利便性を重視

P2P市場における借入制限額の設置は意見徴収稿にはなかった内容であり、P2P業界に大きな波紋が広がった。これまで、事業規模の拡大に伴い、数多くのP2P業者は企業向け資金調達をサービス内容とするようになってきている。借入金額制限によって、P2P企業の「小額・高頻度・利便性」を特性とする金融サービスという位置づけが明確となった。これから、小口・分散が特徴の消費金融、小口担保貸付などの分野における競争が熾烈になると思われる。

市場の活力を保ちつつ、規制を強化

許認可制ではなく登記制を利用するのは、参入段階における管理より運営段階における管理を重視し、P2P事業主体の参入を最大限に支援する意図が読み取れる。市場規範化がP2P業界の発展に対して有利だと思われる。秩序なき市場においてP2P業者の乱立が続いており、その中で、悪徳業者による被害も大きかったため、P2P業界への不信感が高まってしまったからである。監督管理、規則、参入基準の欠如は、モラルを守って経営を行おうとする業者を不利にしている。今回の規則が禁止する事業内容などを規定し、P2P業者に対する制限を厳しくしたことを受け、大部分のP2P業者は現在のビジネスモデルに対する是正を余儀なくされた。ビジネスモデルの転換リスクは小規模なP2P業者ほど大きくなる。

2015年12月の「P2P 弁法」の意見徴収稿の発表を期に、参入者の増加幅がすでに縮小を始めていたが、2016年初頭、P2P業者を含むインターネット金融類企業における問題が頻発したことから、深セン、上海、北京、紹興などの工商部門はインターネット金融サービス類の審査・批准を一時停止することになった。「P2P 弁法」の正式な実施に伴い、P2P業界の参入基準が明確化され、既存業者に対する整理が加速することになるだろう。新たな基準の衆知、業界の整理の一定の進展を受けて、各地の工商部門はP2P業界における参入業者に対する審査・批准を再開すると思われる。新たな参入者としては、多数のP2P業者の経営状況に鑑みた上で、最初から規則に基づいて事業を取り込むことができるため、規則違反事業の整理にかかるコストやコンプライアンス上のリスクを回避する「後発性」を獲得できる。ただ、既存の業者も規則が発表される前から事業調整を進めてきたのも事実であり、有力業者(宜人貸、陸金所など)の動向を注目する必要がある。

P2P業界の管理弁法を見ると、市場の秩序化を実現するために規制強化が進められるとはいえ、過度な制限でネット金融市場のイノベーションを阻害する状況を避けたいという当局の意向が読み取れる。今回の規制強化の取り組みを通じて各業界の状況を把握した上で、リスク管理を強化し、ネット金融の取引も金融業管理システムに収めることによって、発展初期からネット金融の「シャドバンキング化」に歯止めをかけることが期待される。第三者決済、P2P ネット貸借の業界規則が整うに伴い、その経験を用いてエクイティ型クラウドファンディングおよびネット保険業界の新たな規則も比較的早い段階で打ち出されると思われる。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 于瑛琪

稲垣清の経済・産業情報

2016年「6中全会」と景気対策

I. 綱紀粛正強化のための6中全会

中国共産党第18期中央委員会第6回会議（「6中全会」、以下、「6中全会」とする）が10月24日から始まった。2012年11月に発足した18期習近平体制成立後の6回目の中央委員会総会である。同時に、2017年に予定される次期党大会（19期）の前年の総会ともなる。

9月の政治局会議において発表された「6中全会」の主要議題は、「從嚴治党」（厳しい党治＝腐敗摘発）であり、具体的には、「新情勢下における党内政治生活の若干の準則」、「中国共産党党内監督条例」などの審議・採決となっている。党内綱紀粛正を徹底確認する、いわば、「王岐山の6中全会」ともいえる。特に、前者については、政治局員および政治局常務委員などの中央トップリーダーの「準則」が焦点と言われる。引退したとはいえ、政治局常務委員経験者である周永康、軍事委副主席徐才厚（2015年3月死亡）らの腐敗を意識したためである。

「從嚴治党」は習近平が就任以来、提唱している“四個全面”のひとつである。すなわち、「全面建成小康社会」、「全面深化改革」、「全面推進依法治国」そして「全面從嚴治党」であり、「全面深化改革」は、2013年11月の「3中全会」において、「全面推進依法治国」は2014年10月の「4中全会」において、「全面建成小康社会」は、13次5カ年計画を決議した2015年10月の「5中全会」において、それぞれ決議されている。そして、四つ目の「全面」が今回の「6中全会」において決議される予定であり、これにより、習近平体制1期目の重点政策が承認され、政局は、2022年に向けて2期目に入り、具体的実現の段階に入るのである。「全面從嚴治党」は具体的目標があるわけではないが、今後も汚職・腐敗の手を緩めることなく、とくに高級党幹部の紀律を重視する方向である。そのため、紀律委書記の王岐山の留任を承認する「定年延長」が6中全会の影の大きな議題ともいえる。その意味でも、6中全会は、「王岐山の6中全会」である。

中国共産党は、1980年2月29日開催された11期5中全会において、「党内の政治生活に関する若干の準則」を採択した。この「5中全会」においては、同時に文革で失脚、失意のうちに死亡した元国家主席劉少奇の名誉回復を決定した。ここで決定した「党内政治生活の準則」は文革で失われた紀律と作風を回復する狙いであった。この中で、党内民主、集団指導の強調、個人独断、腐敗、派閥形成（“山頭主義”）への反対などが強調された。

今回の「6中全会」決定にあたって、政治局会議では、党内紀律遵守、党章・党規の学習と遵守が再度強調されており、1980年の決定から36年を経ても、まだ党内紀律違反が多発している現状をふまえて、改めて、党内徹底を行う方針である。

第二の大きな議題である「中国共産党党内監督条例」は、2003年12月31日に中共中央が公布した「党内監督条例（試行）」の見直しである。同条例総則第3条には、「本条例の監督対象は、党各級幹部とくに各級指導責任者（稲垣注：各級党委－執行部を指す）であり、党内規定、法規を遵守しているか否か、中央の方針、政策、上級組織の決定を遵守し、その決定に基づいた実際の仕事を行っているか」とある。

2016年に入り、腐敗摘発にも関連して、31地方のうち、16地方の書記・省長・市長クラスの異動が行われている。2017年党大会への布石人事でもあるが、今後、地方リーダーは「從嚴治党」および「監督条例」が幹部としての政治力を問われるメルクマールとなる。

1表 「6中全会」の歴史的経緯

	日時	主要議題・決議	当時の総書記	GDP
11期	1981年6月27日～29日	「建国以来の党の若干の歴史問題に関する決議」 華国鋒辞任、胡耀邦主席、鄧小平軍事委主席選出	華国鋒主席辞任、胡耀邦中央委員会主席 （「主席制」）	5.10%
12期	1986年9月28日	社会主義精神文明建設の指導方針を決議	胡耀邦 趙紫陽	8.90%
13期	1990年3月9日～12日	大衆路線の重要性を強調	趙紫陽 江沢民	3.90%
14期	1996年10月7日～10日	社会主義精神文明建設の強化に関する中共中央決議	江沢民	9.90%
15期	2001年9月24日～26日	第16回党大会招集決定	江沢民	8.30%
16期	2006年10月8日～11日	社会主義和諧社会建設に関する重大問題の決定に関する決議	胡錦濤	11.30%
17期	2011年10月15日～18日	文化体制改革に関する中共中央の決定と第18回党大会準備	胡錦濤	7.70%
18期	2016年10月24日～27日 （予定）	「新情勢下における党内政治生活の若干の準則」、 「中国共産党党内監督条例」	習近平	6.70%

注：2016年のGDPは第三四半期。

II. 政治情勢と景気対策

「6中全会」を終え、中国情勢の次の焦点は年末の中央経済工作会議に移る。第三四半期までの中国経済は年度見通しの6.7%を維持しているが、景気の減速感否めない。他方で、夏以降、再び、不動産加熱が始まっている。9月の「G20」（杭州サミット）において、過剰生産問題への解決を世界に向けた「公約」として、迫られた中国ではあるが、その解決は一筋縄にはいかない。大手鉄鋼メーカーである宝鋼と武漢鋼鉄の大型合併を図った中国ではあるが、むしろ問題は中小鉄鋼メーカーの再編である（本誌第320号参照）。かつて、生産能力500万トン以下の中小鉄鋼メーカーを大手10社（1000万トン以上）の傘下におく、という再編計画があったが、それもいまは頓挫している。中小メーカーも存続に必死であるが、地方メーカーは政治力をつけて生き残りを図っている。業界再編は、まさに「政治」である。その政治は「6中全会」の焦点である「腐敗撲滅の制度化」だけでは解決されない。

不動産加熱の再開は景気対策の表れでもある。年度目標の6.7%成長、地方では8%以上の成長確保が現実の経済であるが、それを保証する意味で、年末までの景気対策が次の中央経済工作会議（12月初めが予定される）の焦点である。そして、それは2017年度の経済政策を決定する会議でもある。また、2017年秋には5年毎に開かれる第19回党大会もある。習近平体制が2期目に入る重要会議であり、大幅な人事が予想されるが、人事の大会であると同時に、世界に向けた中国の「公約」である、世界経済への貢献をアピールする大会でもある。

（本レポートの内容は個人の見解に基づいており、BTMUCの見解を示すものではありません。）

稲垣 清 三菱東京UFJ銀行（中国）顧問

1947年神奈川県生まれ。慶応義塾大学大学院終了後、三菱総合研究所、三菱UFJ証券（香港）産業調査アナリストを歴任。現在、三菱東京UFJ銀行（中国）顧問。著書に『中南海』（2015年、岩波新書）、『中国進出企業地図』（2011年、蒼蒼社）、『いまの中国』（2008年、中経出版）、『中国ニューリーダーWho's Who』（2002年、弘文堂）、『中国のしくみ』（2000年、中経出版）など。



BTMU の中国調査レポート(2016年10月)

- BTMU CHINA WEEKLY 2016/10/26
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0iurz389itkHc259c345lid0iurz5rn9ex>
国際業務部

- ニュースフォーカス第10号
深セン市、前海深港現代サービス業協力区における新補助金政策を発表
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20161010_001.pdf
業務開発室

- ニュースフォーカス第11号
香港コーポレートトレジャリーセンター税制に関する税務局解釈
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20161024_001.pdf
業務開発室

- 「経済マンスリー」(2016年10月)
<http://www.bk.mufg.jp/report/ecomon2016/index.htm>
経済調査室

- BTMU 中国月報 第129号(2016年10月)
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0iuhn1h1mnlH9d1560fdlid0iuhn40v9gz>
国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214